

一般社団法人防衛施設学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人防衛施設学会(以下「学会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 学会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 学会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 学会は、防衛施設技術及びこれに関連する研究及び調査を推進することにより防衛施設技術の振興を図り、もって防衛基盤の育成と学術文化の発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企画、調査及び研究
- (2) 研究発表会、講演会、展示会及び見学会等の開催
- (3) 学会誌、図書、印刷物の発行
- (4) 防衛施設技術等に関する啓発及び広報活動
- (5) 技術業務等の委託・受託事業
- (6) その他、学会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

(第5条) 学会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 防衛施設技術等について学識経験を有する者及び実務経験を有する者
- (2) 法人会員 学会の事業を賛助する法人又は団体

- (3) 名誉会員 学会の発展に顕著な功績があった者で理事会の推挙により総会の同意を得た者
- (4) 学生会員 大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者で学会の事業に賛同する者

(会員の定義)

第6条 学会の会員のうち、第5条に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）上の社員とする。

- 2 前項に規定する正会員は、社員総会（以下「総会」という。）の議決権を有する。

(会員の資格の取得)

第7条 学会の正会員、法人会員又は学生会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に所要事項を記入の上、理事長に申し込むものとする。

- 2 入会の可否は、理事会において決定し、理事長が当該申込者に通知するものとする。
- 3 法人その他の団体である場合には、入会申し込み時に代表者を定めて理事長に届けなければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

(会費)

第8条 正会員、法人会員及び学生会員は、一般社団法人防衛施設学会細則（以下「細則」という。）に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(正会員、法人会員及び学生会員の待遇)

第9条 正会員、法人会員及び学生会員は、学会の刊行資料の領布を受けること及び学会が実施する事業のほか理事長が理事会の議決を経て別に定める事業に参加することができる。

(退会)

第10条 会員は、退会するときは、理由を付した退会届を1か月以上前に学会に提出するものとする。

(除名)

第11条 学会の会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員にあらかじめ通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 学会の定款又は規則に違反したとき。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 長期に亘り会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第13条 会員が、前条の規定によりその資格を喪失したときは、学会に対する権利を失い、義務を免れる。

(会費及び拠出金等の不返還)

第14条 既納の会費及び拠出金等は、返還しない。

(会員名簿)

第15条 学会は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成し、管理する。

第3章 総会

(種類)

第16条 学会の総会は、一般社団・財団法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任・解任
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の指定及び処分
- (8) その他一般社団・財団法で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じ臨時総会を開催することができる。なお、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第20条 総会は、一般社団・財団法に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を付して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から4週間以内の日を総会の日とする総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって開催日の10日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、これに当たる。

(議決権)

第22条 総会の議決権は、1正会員につき各1個とする。

(議決の方法)

第23条 総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数の正会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席することができない場合は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、一般社団・財団法の定めにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 前項の議事録には、議長及び当該総会において選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

第4章 役員

(役員を設置)

第25条 学会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長及び2名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選任する。

- 2 監事は、学会の理事又は使用人が含まれてはならない。
- 3 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をする。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、第25条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務

を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、一般社団・財団法及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法及び定款の定めるところにより、学会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して学会の業務を掌理し、学会の職務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、一般社団・財団法の定めるところにより監査報告書を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 学会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、請求をした監事は、直接理事会を招集すること。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の議決により解任することができる。

(役員報酬等)

第 31 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする学会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする学会との取引

(会長)

第 33 条 学会に、任意の機関として、会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 会長は、学会の業務運営に関し、理事長に対し随時意見を述べることができる。
- 4 会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 34 条 学会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則類の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか学会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が

招集するとき。

- (4) 第 29 条第 5 号又は第 6 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事又は第 29 条第 6 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 29 条第 5 号に該当する場合には、請求があった日から 2 週間以内の日を開催の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書類をもって、通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員が同意するときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、これに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 40 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、一般社団・財団法で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事は、議事録署名人として記

名押印又は署名しなければならない。

第6章 幹事

(幹事の職務等)

第42条 理事会を補佐し、事業執行に携わる幹事を若干名置くことができる。

2 幹事は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 幹事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 事務局

(設置等)

第43条 学会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、所要の職員を置くことができる。

2 事務局の必要な事項については、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えるものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 認証及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 学会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(資産)

第46条 学会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 拠出金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理)

第 47 条 学会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は細則及び一般社団法人防衛施設学会会計規程（以下「会計規程」という。）によるものとする。

(経費の支弁)

第 48 条 学会の費用は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 49 条 学会の事業計画及び予算については、理事長が作成し、理事会の承認を経て、事業計画及び予算の対象となる事業年度の開始の日から 3 カ月以内に総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 50 条 学会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会の承認を受けなけれ

ばならない。

3 第1項の書類ほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置く。

- (1) 監査報告書
- (2) 学会細則等諸規定書

(特別会計)

第51条 学会の事業を行うに当たり必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(剰余金)

第52条は 学会は、剰余金の配分を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第54条 学会は、総会の議決及び一般社団・財団法で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 学会が解散する場合において残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 学会の公告の方法は、電子公告による。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、学会の運営に関する必要な事項は、理

事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(定款に規定のない事項)

第 58 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法その他の法令の定めるところによる。

附則

1 から 3 (略)

4 この定款の一部変更は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。